

令和5年度  
市原市立清水谷小学校  
学校いじめ防止基本方針

# 清水谷小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止等のための基本的な考え方

児童は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。児童が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切な事である。

児童は、豊かな人間関係の中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、児童は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。

しかし、児童の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。

いじめは、児童にとってその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立ち、学校全体でいじめ（暴力や言動等）を排除する。

### いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法より】

## 2 いじめ防止等のための組織について

### (1) 生徒指導委員会について

【会議の開催計画】	月 1 回
【構成メンバー】	生徒指導主任を中心とする各学年職員 1 名
【部会の役割】	<ul style="list-style-type: none"><li>・各学年の児童についての共通理解</li><li>・生徒指導の問題（いじめ・問題行動・不登校）の確認</li><li>・月目標（学級の具体的な目標）、児童の重点生活目標（3 A）の反省・共通理解</li></ul>
【その他】	<ul style="list-style-type: none"><li>・緊急を要する内容について、学年や立場に関係なく集まり会議を開く。</li></ul>

## (2) 学校いじめ問題対策委員会について

### 【会議の開催計画】

年1回（学校評議員会の中で）

### 【構成メンバー】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、  
学校評議員（ちはら台地区自治会連合会代表、ちはら台幼稚園園長、  
市津・ちはら台自然学校理事長、ちはら台地区民生児童委員、  
学校支援ボランティア代表、清水谷小学校 PTA 会長）

※ 学校が重大事態の調査を行う場合は、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する

### 【役割について】

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時や重大事態の発生時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

## 3 いじめの未然防止に関すること

いじめ防止等においては、未然防止に取り組むことが最も重要である。豊かな人間関係を築き、豊かな心を育て、いじめを許さない土壌をつくるため、年間を通して予防的な取組を計画・実施する。

### (1) 学校として

- ① 体験活動、自主的活動、奉仕活動等を積極的に推進し、人間関係や生活経験を豊かにする取組を進める。
- ② 「いじめは決して許されないことであり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない」等、いじめに対する正確な知識を伝え、その知識をもとに正しく行動できる児童を育成する。
- ③ いじめについて大人に訴えることは、勇気ある正しい行為であり、学校は、いじめられている児童を徹底して守り通す、という明確な姿勢を日頃から言葉と態度で示していく。

- ④ 生徒指導の機能を重視した「分かる授業の展開《児童に自己存在感を持たせる場面や、自己決定の場面を与えるなどの取組》」が自己有用観を高め、いじめを含めた問題行動の未然防止につながることを共通理解としていく。
- ⑤ 過度の競争意識、勝利至上主義等が児童・生徒のストレスを高め、いじめを誘発するおそれがあることについて職員研修等で確認する。
- ⑥ 児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

## (2) 児童として

児童が学級活動や児童会活動の中で、いじめに関する課題に主体的に向き合う機会を設け支援していく。

## (3) 教職員として

- ① 教職員の言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ② 特別支援学級及び通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、自分の思いや悩みを表現することが苦手な児童もおり、いじめ等のトラブルに発展することがある。このような児童に対するいじめを未然に防止するには、全教職員による支援体制を確認する。

## (4) 関係機関として

インターネットやソーシャルメディアを通じて行われるいじめに対しては、青少年指導センター、市原警察署及び千葉県警察（少年課、内房少年センター、サイバー犯罪対策課）等と連携して児童・生徒及び保護者に指導していく。

# 4 いじめの早期発見に関すること

いじめの早期発見等においては、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

## (1) 学校として

- ① 年間2回のアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、職員会議や生徒指導部会等で、いじめの実態把握に努め、分析を行い適切に対応する。
- ② スクールカウンセラー、心のサポーター、養護教諭と効果的に連携し、児童の悩みを積極的に受け止める機会を設定する。

## (2) 教職員として

- ① 日頃から児童・生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう積極的に情報収集を行う。
- ② 担任を中心として生活ノートを活用した指導など日常の教育活動を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制を整える。

# 5 いじめの対処に関すること

いじめへの対処については、いじめの発見・通報を受けた場合に特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する必要がある。これらに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。

## (1) 被害児童への対処

被害児童に対しては、被害児童を守り通すという姿勢の下、保護者と連絡の上、対応及び支援を講じて行くことが必要である。

- ① 被害児童の心的な状況等を十分に確認し、被害児童や情報を提供した児童を守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実関係を複数の教職員で正確に聞き取る。
- ② 被害児童にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、被害児童に寄り添える体制を構築し、状況に応じてスクールカウンセラー及びスーパーバイザーなどの外部専門家により、児童を支援する。
- ③ 被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導するなど、状況に応じて被害児童が落ち着いて学習できる環境を整備する。
- ④ 被害児童が、加害児童との関係改善を望む場合には、教職員や保護者等が同席の下、謝罪や和解の機会を設けて、関係修復を図る。
- ⑤ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して見守り、十分な注意を払いながら、折に触れ状況を保護者等へ伝えるとともに、必要な支援を行う。

## (2) 加害児童への対処

加害児童に対しては、家庭環境や障害特性など教育的配慮の下、以下のような措置を講じていくことが必要である。

- ① いじめたとされる児童から、複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめがあったことが確認された場合、教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得たり、関係機関と連携して組織的にいじめをやめさせ、再発防止の措置を講ずる。
- ② 迅速に関係保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対して継続的に助言を行う。
- ③ 加害児童に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解を促す。

- ④ 加害児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに警察との連携による措置も含め、対応する。

### (3) 周囲の児童への対処

被害児童及び加害児童の問題にとどめず、当該児童のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、学級での話し合いや学年・全校集会等を行い再発防止を含め、いじめ問題の根本的な解消を目指した取組を進める。

## 6 いじめの相談・通報窓口について

いじめ発見の一番のきっかけは、本人からの訴えである。学校、家庭、地域の中に悩みを相談できる大人や仲間の存在があることが重要となる。教育相談、保護者面談、いじめアンケートや日常の観察から、どのような人間関係の中で生活を送っているか把握する。悩みを一人で抱えず、誰かに訴え出るとは卑怯な行為ではないと理解させ、「話す勇気」を持たせる。学校では「被害者の保護」、「秘密の厳守」、「全職員での見守り」をいつでも実行できる体制が整っていることを児童、保護者に発信する。

#### 【清水谷小学校の相談窓口】

- ・全職員が、いつでも相談を受け付けていますので、一番話しやすい教職員に相談してください。清水谷小学校では、スクールカウンセラー、心のサポーターによる教育相談室も開設しておりますので、ご相談下さい。

清水谷小学校教職員による電話相談 0436-52-3681  
(清水谷小学校)

#### スクールカウンセラー、スクールカウンセラーアシスタント、心のサポーターによる相談窓口

学校名	直通電話	スクールカウンセラーがいる曜日	スクールカウンセラーアシスタント・心のサポーターがいる曜日	カウンセラー・心のサポーター等が相談を受け付ける主な時間
清水谷小	070-7597-8631	火曜日 ※月2回程度	木曜日	午前9時00分から 午後4時00分

## 7 いじめを認知した場合の対処

### (1) 通報連絡体制

いじめを認知した教職員、いじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まずに直ちに校長、教頭、学年主任等へ報告する。報告されたいじめ事案についてはすべて教頭へ報告し、必要に応じて学校いじめ問題対策委員会を行い、情報を共有する。

## (2) 聞き取り調査と記録

いじめの疑いがある場合は、わずかな兆候であっても早期対応を行う。事実の確認と背景の調査については当該生徒や周囲の児童生徒に聞き取り調査を行う。聴取の際には原則、複数の教員で行う。《児童が話しやすい環境を整える上で1対1の面談が有効な場合はその限りではない。》聴取時間、休息や食事時間、質問内容については指導や記録を行う組織内で十分に打ち合わせの上行い、時間の超過が心配されるときには、指導中であっても中断するよう複数の教員で注意を払う。聞き取りは事実の確認を趣旨とし、決めつけた聴き方や暴言は慎む。記録については、聞き取り調査と平行して行うものと、事実を確認した上、まとめた記録の両方を保存する。

### ○事情聴取の際の留意事項

- ・何時、誰が、誰に対し、どのような方法で行われたのかを確認する。
- ・場所や時間帯に配慮して行う。
- ・情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- ・必要に応じ管理職も入る。
- ・情報提供者については秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- ・聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

### ▲事情聴取の段階ではではないこと

- ・いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
- ・注意、叱責、説教だけで終わること。
- ・双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ・ただ単に謝ることだけで終わらせようとする事。
- ・当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

## (3) 被害児童の保護と対応

いじめ事案が発生した場合の最優先事項は被害者の保護である。いじめ加害者や周囲の者からの圧力に苦しまないよう十分配慮しなくてはならない。学校で確認されたいじめの事実については、被害児童、加害児童、双方の保護者に情報提供や通告を行い、学校、家庭、(場合によっては地域)の多くの大人が見守れるように情報を共有する。被害児童や保護者へは「徹底して守り抜く」ことを伝え、不安な点や学校生活における配慮について聴取を行い、対応策を示す。必要に応じて別室での学習やカウンセラーとの面談を行えるよう速やかに準備する。

## (4) 関係機関との連携

いじめが暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する行為である場合は、警察等関係機関と連携した対応を行う。また、困難な事案に対しては市原市教育委員会に指導、助言等を求める。

## 8 いじめの指導

### (1) 被害児童のサポート

いじめの事実が確認された場合、被害児童の学校生活を送る上での不安を取り除き、安心して活動できるように配慮する。加害児童と同室での活動が困難な場合は、加害児童を別室学習させるなどの措置も行う。心のケアについてはスクールカウンセラーを交えた対応会議をもって継続的な支援を行う。また、被害児童にとって信頼できる人と連携し、学校の内外問わず見守れる環境を整備する。

#### 【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

#### 【事実の確認】

- 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

#### 【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
  - 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どもの良さや優れているところを認め、励ます。
  - いじめている側の子どもの今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
  - 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、学校や信頼できる教師がいつでも相談にのることを教えておく。
- ▲「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

#### 【経過観察】

- 生活ノートの交換や面談などを定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

### (2) 加害児童への指導

いじめが認められた場合、速やかにやめさせる。その上で事実の確認を行い、対応を検討する。特にいじめが重大な人権侵害行為であり、人として許されることではないという点については十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。複数の教員が連携して、組織的にいじめを止めさせるとともに、いじめの背景にも目を向け、該当児童の健全な人格の発達にも配慮する。発達段階に課題が認められる場合は、保護者にも伝え、スクールカウンセラーなどを交えた面談、助言を行う。特別指導に関する内規を点検し、関係する内容を児童、保護者に周知する。

#### 【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

#### 【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

**【指導】**

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁などを許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

**【経過観察等】**

- 生活ノートや面談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、良さを認めていく。

### (3) 周囲の児童への指導

いじめの事実確認を行い「傍観者」、「観衆」となっている児童に対し、自分の問題としてとらえるよう指導を行う。周囲の行動がいじめを受けた児童にとって孤独感や孤立感を強めることを十分理解させ、そのつらさや苦しさに共感できるようにする。また、日頃から全教職員が「いじめは絶対に許さない」ことを徹底して児童に伝え、未然防止や教師への報告を呼びかける。

**【基本的な指導】**

- いじめは、学級や学年など集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が児童生徒ともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

**【事実確認】**

- いじめの事実を告げることは「ちくり」などというものではないこと、つらい立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

**【指導】**

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者にとっては、観衆や傍観者の態度をどのようにしたら良いか考えさせる
- いじめの発生と誘引となった集団の行動規範や言葉遣い等について振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

**【経過観察等】**

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず継続して指導を行っていく。

## 9 重大事態の発生と調査及び対処について

### (1) 重大事態の意味

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
「いじめにより」とは、児童・生徒の状況に至る要因が当該児童・生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。  
「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童・生徒の状況に着目して判断するが、例えば、次のケースが想定される。
  - 児童・生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な障害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神症の疾患を発症した場合「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。  
ただし、児童・生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

【国の基本方針より】

### (2) 重大事態への対処

- ① 管理職へ、正確な情報を迅速、確実に伝え、全職員が十分に認識する。
- ② 最悪の状態を想定しながら、迅速・的確に対応する。
- ③ 重大事態が発生した旨を、市原市教育委員会へ速やかに報告する。
- ④ 教育委員会と協議の上、教育委員会から学校が主体となった調査の実施を指示された場合、当該事案に対処する生徒指導委員会を中心として、当該事案に対処する「学校いじめ対策委員会」を設置する。
- ⑤ 事実関係を可能な限り明確にし、事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。  
これまでに行った調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ⑥ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査により明確になった事実関係について、情報を適切に提供する。また、関係者の個人情報に十分配慮するが、それを盾に説明を怠らないようにする。  
得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを事前に調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をとる。
- ⑦ 教育委員会へ調査結果を報告する。
- ⑧ 被害児童及びその保護者が調査結果の説明を希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出する。

## 10 公表、点検、評価等について

策定した学校いじめ防止基本方針については、学校ホームページで公表するとともに保護者会や学校便り等で保護者や地域へ周知を行う。年度毎にいじめに関する調査や分析を行い、適切に対応を図る。いじめ問題に対する取り組みを児童、保護者、教職員等で評価をし、評価結果を踏まえて改善に取り組む。

学校評価項目

**【児童】**

- ・いじめのない学校にしようとしていますか。

**【教師】**

- ・子どもたちはいじめのない学校にしようとしている。

**【保護者】**

- ・学校は、いじめのない学校づくりに取り組んでいる。

## 11 いじめ問題防止、早期発見に向けた取組計画

4月	生徒指導委員会
5月	生徒指導委員会 Q-Uアンケート
6月	生徒指導委員会 児童アンケート（先生あのね） 児童個人面談
7月	生徒指導委員会 保護者面談 学校評価アンケート（児童・教職員） 居住地校交流
8月	ちはら台南中学校区小中情報交換
9月	生徒指導委員会 学校評価（保護者） いじめゼロ集会
10月	生徒指導委員会 居住地交流
11月	生徒指導委員会 ちはら台南中学校区小中情報交換 1000カ所ミニ集会 居住地校交流
12月	生徒指導委員会 保護者面談 児童個人面談 学校評価アンケート（児童・教職員）
1月	生徒指導委員会 学校評価（保護者）
2月	生徒指導委員会 居住地校交流
3月	生徒指導委員会